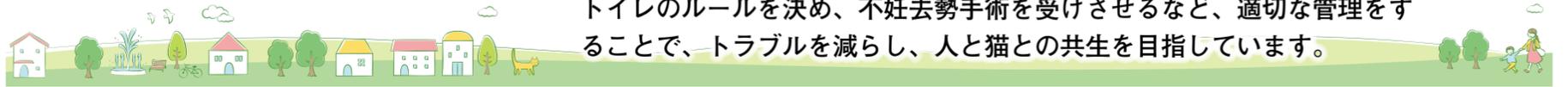




# 飼い主のいない猫との共生を目指して 知っていますか？ 地域猫活動

地域猫活動を知っていますか。かわいそうだからと餌をあげている訳ではありません。地域猫は、飼い主がいないものの、地域住民の認知と合意のうえで管理されている猫をいいます。地域猫活動では、地域で餌やりやトイレのルールを決め、不妊去勢手術を受けさせるなど、適切な管理をすることで、トラブルを減らし、人と猫との共生を目指しています。



## 地域猫活動と3つのルール

野良猫が庭をトイレ代わりにしている、空き家で子猫を産んでしまった、鳴き声がうるさいという苦情を耳にすることがあります。中には、引き取って処分してほしいという相談も。野良猫であっても猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」により、むやみに殺したり、傷つけたりしてはいけないことになっています。処分を目的に捕獲することや餌やりを強制的にやめさせることもできません。

この問題を解決するための活動が、国や県でも推奨している「地域猫活動」です。野良猫の問題を地域の環境問題と捉え、地域で餌やりやトイレのルールを決め、不妊去勢手術を受けさせるなど、適切に管理を続けることで、一代限りの生を全うさせながら猫のトラブルや数を減らすことを目標にしています。

市内では、4年3月現在で12の地域猫活動団体が、大和田新田、高津、勝田台、大学町、八千代台地区の一部で活動しています。地域猫活動では、決められた3つのルールに沿って、取り組みを進めています。

①餌やり 無責任な餌やりは、活動の妨げになります。地域猫活動では、餌を与える時間や場所、容器を回収する時間などのルールを決め、適切な餌やりをします。カラスや害虫の餌となったり、悪臭の原因となったりするので、置き餌はしません。

②トイレの設置・清掃 ふん尿による被害を減らすため、トイレを設置します。トイレの



▼やちよ地域ねこ活動市役所部の餌やり

外や周辺にふんやごみがあれば拾い、地域がきれいになるよう活動します。

③不妊去勢手術の実施 新しい猫を見つけたら、早めに手術を受けさせます。猫は年に2～3回出産するので、たった数匹でも放っておくと1年で数十匹に増えることもあります。手術を受けた証として、オスは右耳、メスは左耳の先をV字にカットします。手術は子猫を生まなくなるほか、発情による鳴き声やケンカが減り、尿の臭いも抑えます。

## あなたの地域でも始めませんか

既に地域猫活動をしている地域では、協力してもらえる人を募集しています。活動には、記録写真の撮影や各種申請手続きのための書類作成などが必要で、カメラやパソコン操作が得意な人の協力があると助かります。

新しく団体を立ち上げる場合は、地域に住み着いている猫の数や性別、餌場、猫による被害状況などの情報収集を行った後、地域住民と情報提供や話し合いを行い、地域の合意を得たうえでルール作りをします。最初は、地域猫活動をしながらかの啓発や指導も行っている支援団体にアドバイスをもらって進めていくとスムーズです。

活動に参加したい人、地域に新しく団体を立ち上げたい人は、環境政策室に連絡してください。地域猫活動団体や地域猫活動を支援している団体を紹介します。

市では、活動団体や支援団体と連携を図り、不妊去勢手術費用の一部助成を行うなど、人と猫とが共生できるまちづくりを推進しています。猫のことで困っている自治会や地域のみなさん、トラブルを減らすために地域猫活動を始めてみませんか。

### ■地域猫不妊去勢等手術費用の一部を助成

市では、エサやふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底など、ルールに基づいて適切に管理された地域猫の手術費用の一部を助成しま



▼やちよ地域ねこ活動市役所部は週3日清掃を行っています

す。助成を受けるには、事前に八千代市地域猫活動団体としての登録が必要です

▶助成限度額 猫1匹につき、オス5,000円、メス1万円まで ▶申請方法 5年3月31日(金)までに、環境政策室へ申請。予算枠に達した時点で終了 ▶対象の団体/猫 八千代市地域猫活動団体として事前に申請し、登録された団体。すでに登録されている場合は申請不要/4年度に不妊・去勢などの手術を受け、耳先をV字にカットさせた、申請団体に地域猫として管理されている猫 ▶実績 平成28年度から助成を開始し、3年度までに累計148件の助成を行いました

## 猫や犬を捨てることは犯罪です

猫の問題は、捨てる人がいなくならなければ、解決できません。ペットは最後まできちんと世話をする覚悟で飼う、不妊去勢手術を受けさせる、いなくなったらすぐ探すなど、責任を持って飼ってください。猫や犬を捨てたり、虐待したりすることは犯罪です。捨てたり虐待したりした場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が、傷つけたり殺したりした場合は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。

お問い合わせは  
環境政策室  
☎421-6767へ

広告

広告